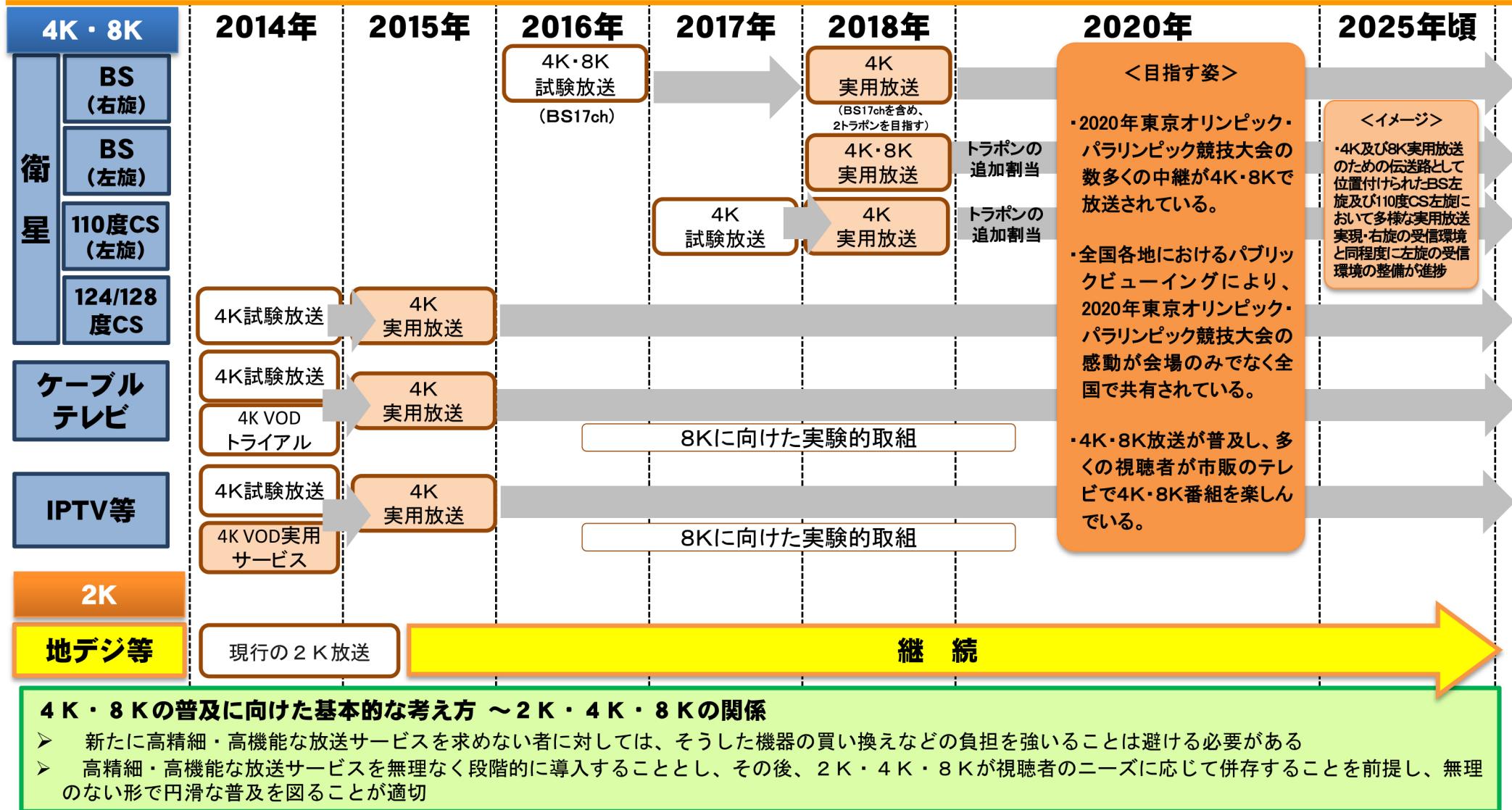


4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告(2015年7月)



(注1)ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。

(注2)「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

(注3)BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。

(注4)BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。

(注5)2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

支払督促による民事手続きを強化します

～「受信料特別対策センター」設置のお知らせ～

【概要】

NHKは、受信料の公平負担に向けて支払督促を強化します。そのための司令塔となる「受信料特別対策センター」を本部に設置しました。今後、テレビ等を設置して契約を結んでいるにもかかわらず、受信料を長期にわたってお支払いいただけていない未収の世帯や事業所に対して、支払督促による民事手続きを強化してまいります。

【経緯】

NHKは、“いつでも、どこでも、誰にでも、信頼できる確かな情報や豊かで多彩な番組・サービスをお届けすること”を基本的な役割として担っています。

その財源となる受信料については、放送法で契約締結の義務が、受信規約で受信料の支払義務がそれぞれ定められています。

しかし、受信契約を結んでいるにもかかわらず、長期にわたって受信料をお支払いいただけていない方(未収)が急増し、この5年間で100万件増え、2019年度の約2.5倍になっています。この結果、2024年度末の支払率は78%と5年前から3ポイント低下しました。

NHKは、「新たな営業アプローチ」として、インターネット広告、ダイレクトメールや放送での告知、電気やガスなどインフラ企業との連携、さらに対面での説明といった営業活動を行ってきましたが、未収数の増加に歯止めをかけるため、受信料の公平負担に向けて、さらに未収対策を強化する必要があると判断しました。

【これから】

今回設置した「受信料特別対策センター」は、専門の弁護士や営業職員などによる民事手続きのための組織です。今後はこのセンターが中心となり、全国の地域放送局と連携しながら、支払督促による民事手続きを強化し、受信料を公平にお支払いいただけるよう取り組んでいきます。支払督促については、今年度は下半期だけで昨年度1年間の10倍を超える規模まで拡大し、そして来年度はさらに申立て数を増やしていく予定です。

民事手続きは、誠心誠意、丁寧にご説明してもなおご理解いただけない場合の最後の方法として実施するという方針は変わりません。まずは、受信料制度への理解を得るため最大限努力するという原則のもと、受信料の公平負担に努めてまいります。



24年度から始めた「新たな営業アプローチ」のイメージ

